

大阪府建築士会会員の皆様へ

『応急危険度判定士』に登録し社会に貢献しましょう！

応急危険度判定士とは

- ・ **大規模地震の発生直後に、建築物が余震等による倒壊や部材の落下など危険性を応急的に判定し、人命に関わる二次災害の防止を目的とした緊急調査を行ない、住民の安全を確保するという大切な役割を果たすのが、「応急危険度判定士」です。**
- ・ この調査による判定結果は、「**危険**」「**要注意**」「**調査済**」の3種類の判定ステッカーを直接、建築物等に貼り付けることにより、建築物の危険性を住民に知らせるものです。
- ・ **建築士は「応急危険度判定士養成講習会」を受講することで大阪府に判定士の登録ができます。**
現在、約 5000 名の建築士が、応急危険度判定士として府に登録しております。

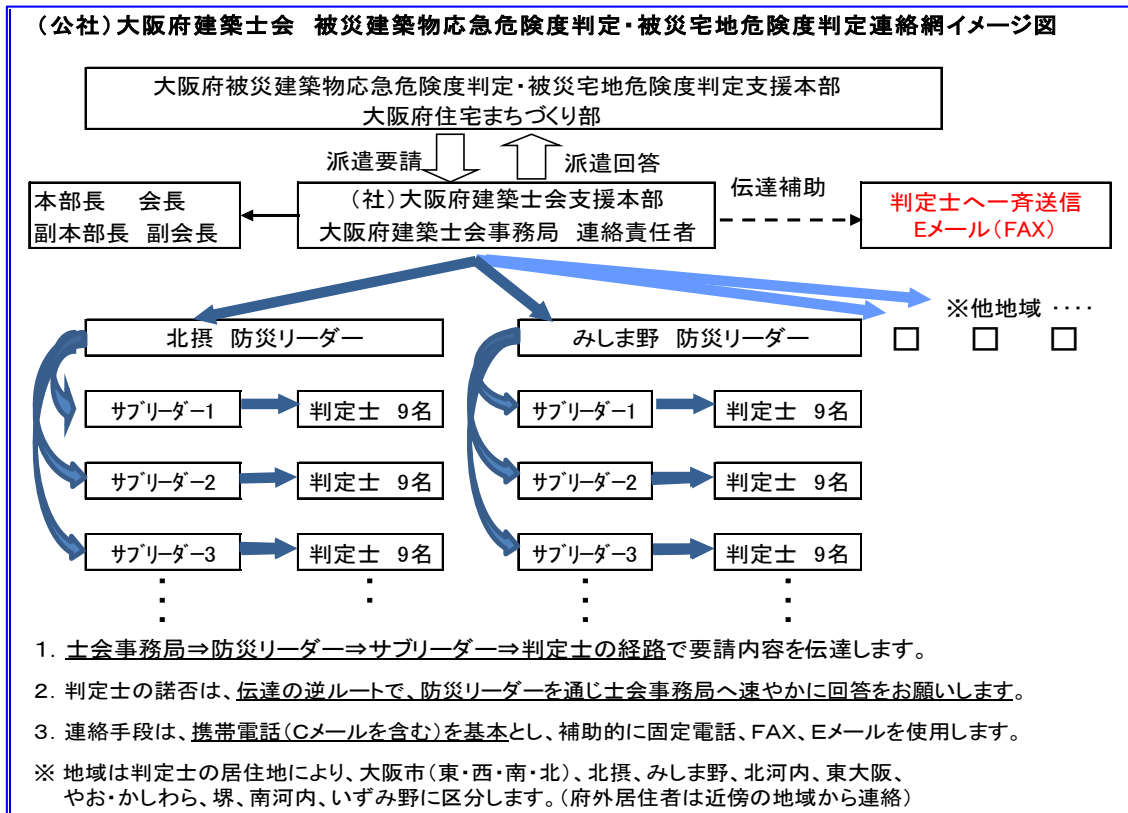


応急危険度判定士の派遣

- ・大阪府建築士会は、会員応急危険度判定士を大地震発生時に大阪府からの依頼により被災地に派遣する「**大地震時の建築物及び宅地の応急危険度判定士の派遣協定**」を、平成 23 年 8 月 17 日に大阪府と締結しました。
- ・本会では府内を**下記の 12 地域に分け**、携帯電話及び E メールによる**応急危険度判定士連絡網**を整備しており、大地震発生時に府から本会会員判定士派遣依頼があれば、本連絡網により会員判定士に参集要請を行います。
- ・本会には、府外在住者を含み約 600 名の会員判定士が在籍しており、連絡を受け参集可能と回答した判定士は、府の指示により被災地に赴き応急危険度判定活動を行います。
- ・なお、府が作成の判定士マニュアルでは、**震度 6 弱以上の大地震**が発生した場合、判定員は府の要請を待たずに居住する市町村に**自動参集**します。

	地域名称	該当市長村		地域名称	該当市長村
1	北摂	豊中, 吹田, 池田, 箕面, 能勢, 豊能	6	東大阪	東大阪
2	みしま野	高槻, 茨木, 摂津, 島本	7	八尾・柏原	八尾・柏原
3	北河内	枚方, 寝屋川, 交野, 門真, 守口, 門真, 四条畷, 大東	8	堺	堺, 高石
4	南河内	藤井寺, 羽曳野, 富田林, 大阪狭山, 松原, 河内長野, 太子, 河南, 千早赤阪	9	大阪市	東
			10		西
5	いずみ野	泉大津, 和泉, 岸和田, 貝塚, 泉佐野, 泉南, 阪南, 熊取, 忠岡, 田尻, 岬	11		南
			12		北

連絡網のイメージ図



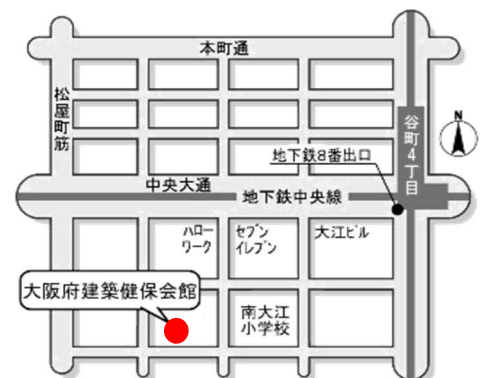
応急危険度判定養成講習会のご案内

建築士であれば「応急危険度判定養成講習会」の受講により、大阪府知事が応急判定士として認定し、府に登録します。建築士の資格をお持ちで、まだ応急危険度判定士の登録をされていない方は、ぜひ講習会を受講され判定士の登録をご検討ください。

日 程	第1回	平成 30 年 6 月 20 日(水)	13 時 20 分～17 時	大阪府建築健保会館
	第2回	平成 30 年 8 月 22 日(水)	同上	
	第3回	平成 30 年 10 月 17 日(水)	同上	
	第4回	平成 30 年 12 月 12 日(水)	同上	
	第5回	平成 31 年 2 月 13 日(水)	同上	

受講料	無料
テキスト代	1,500 円
主催	大阪建築物震災対策推進協議会
事務局	(一財)大阪建築防災センター (公社)大阪府建築士会

受講申込



※ 判定士の有効期限は 5 年となっており、有効期限切れの場合は更新手続きを行わないと判定活動ができません。更新手続きにつきましては下記にお問合せ下さい。

■応急危険度判定養成講習会の申込・お問い合わせ

一般財団法人大阪建築防災センター 耐震部 / 大阪府中央区谷町 3-1-17 / TEL 06-6942-0190

■判定士登録手続きに関するお問い合わせ

大阪府住宅まちづくり部 建築防災課 / 住之江区南港北 1-14-16 / TEL 06-6210-9716